JR唐津線で楽しむ佐賀の酒 特急かわせみ やませみで行く!

# 2025 銘酒で乾杯! ほろよいツア



■旅行期間:令和7年12月20日(土)限定

■旅行代金(お一人様) **11.000**円【1名様からお申込みできます。】

- ※旅行代金にはJR乗車券(佐賀~唐津・特急料金・片道)のほか、佐嘉酒造の日本酒300ml1本、乗車記念 の一合枡、佐賀の食材を活かしたおつまみセットが含まれます。
- ※日本酒以外のアルコール・ノンアルコール飲料・おつまみ等の車内販売もあります。
- ※小城駅、多久駅、唐津駅ではお酒のふるまいなどのイベントが楽しめます!!

## 〈日程表〉

_	口性权人		
	月日曜	行    程	食 事
		(ふるまい酒・ふるまい羊羹とお酒・羊羹の販売・小城太鼓のおもてなし) 佐賀駅□■□■□■□■□■□■□■□■□■□小城駅□■□■□■□■□ ✓ 14:00頃	_
	1 2 / 2 0 (土)	(ふるまい酒と多久芸能ちんどん隊のおもてなし) (甘酒・梅酒のふるまい酒) / □■□■□■□多久駅□■□■□■□■□■□■□■□■□■□唐津駅 16:00頃	_
		<b>復路は各自下記の定期列車等でお帰りください。</b> 唐津駅発 17:44 18:15 19:26 ↓ ↓ ↓ 佐賀駅着 19:03 19:29 20:34	

※記号について □■□■:JR ==:バス、~~:船、----:航空機 〇入場観光

※食事の表記 朝=朝食 昼=昼食 タ=夕食 ー=食事なし

■募集人員:先着限定70名

■最少催行人員:65名

■申込受付・締切日:10月22日(水)~12月5日(金)まで ※定員70名で締め切ります。

■食事:朝食O回·昼食O回、夕食O回

■添乗員:全行程同行いたします。

※20才未満の飲酒は法律で禁止されています。当ツアーは20才未満の方は(お子様の同伴も)ご遠慮ください。

旅行の代金に	①宿泊代金:ホテル0泊)②食事代金:朝食0回、昼0回、夕食0回③観光代金:日程表に記載された観光時のガイド代、入場料金④バス代金:空港ホテル間の送迎バス料金、観光バス料金⑤団体行動中の税金・チップ
含まれるもの	※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。
旅行の代金に	上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。
含まれないもの	①個人的性格の費用:飲物代、クリーニング代、電話代など②傷害、疾病に関する医療費③任意の旅行傷害保険料

●企画:一社)佐賀市観光協会・一社)多久市観光協会・一社)唐津観光協会・小城市商工観光課

旅行代金算出基準日:令和7年9月1日

●旅行主催:一社)佐賀市観光協会 旅行課 SAGA MADO店 〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目4番17号

コムボックス佐賀駅前1階

佐賀県知事登録旅行業第2-74号 ANTA正会員 

営業日・営業時間:月~金 9:00~18:00 (土日祝日休み) \*休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応ができませんので、 翌営業日の受付となります。

国内旅行業務取扱管理者:川﨑 澄義

国に対して3万人が見るです。 ・旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者 です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がござい ましたらご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

## ■申込方法

- (1) 申込書にご記入のうえ、左記へ送付もしくはファックスください。
- (2) 同時に申込金1,500円を下記口座へお振込みください。
- (3)旅行代金残金を出発2週間前までにお振込みください。

振込口座: 佐賀銀行 本店営業部 (普)3224919 一般社団法人 佐賀市観光協会 シヤ)サガシカンコウキョウカイ

パンフレット作成日:令和7年9月1日

FAX: 0952-37-3664

## 銘酒で乾杯!ほろよいツアー2025 参加申込書

一般社団法人 佐賀市観光協会旅行課 SAGAMADO店

別紙パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配やお買い物の便宜等のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、保険会社へ

個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

日 日記入

ふりがな			性別	年齢	出発日	ご自宅番号	(	)	_
名前						####			
(代表者)			男·女		12月20日(土)	携帯番号	(	)	_
現住所(連絡	先)	(〒 )							
ふりがな			性別	年齢	出発日	ご自宅番号	(	)	_
名 前			男·女	408008(1)	携帯番号	(	)	_	
					12月20日(土)	ני בווופע	`		
現住所(連絡	·先)	(〒 )							

## ご旅行条件書

※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡し いたしますので、ご確認の上お申込み下さい

■お申し込み

■お申し込み (1) 申込書に必要率項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。\*申 込金は、「旅行代金」「取消料」「連約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。 (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して30営業日以内に申込書の 提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとして30営業日以内に申込書の 提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとして30営業日以内に申込書の される場合は、ご連絡お願いします。) (3) 身体に障害を治わらの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助大使用者の方その他の特別な配慮を必要 とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に 基づき、当社がお客様のために講じて特別な指置に要する費用はお客様の負担とします。 (4) 15歳未満の方のご参加は、父母又は観機者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。) 15歳 以上20歳未満の方のご参加は、父母又は観機者の同意書が必要です。 (5)本旅行は一般社団法人 佐賀市観光協会か企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅 行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は 当社が申込金を受理した日とします。 (6) 通信契約は、以 財子契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社が明込金を受理した日とします。
(6) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
(5) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード

○過日をおお、これ、そのが明治による場合との当血化としたこれが発生します。
 ○過日を対したときに成立します。
 (④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
 ■旅行代金・追加旅行代金

■MR11/V3E・2MAMR11/V3E 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代 金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

■確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

■旅行契約内容・代金の変更
(1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃、料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増縮の場合は旅行代金を変更することがあります。増縮の場合は旅行機力の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
(2) 複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。
■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
な家様は、下記の即消料を支払って複な影響をも能しませた。

下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

特別貸切条件取消料適用となります。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目から13日目 までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって12日目から前々日 までの取消	旅行代金全額

①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加 ■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除) に追加代金を加えた合計額です。

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

ペル・タロコマははボバリス型と呼吸すりないことがのがます。(一部物本) がお客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさか のぼって、13日目(日帰り除行は3日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。 ②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき

③由込条件の不適合

④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

## ■当社の音任

■ **当在の家住** 当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額 は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失が載る場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は 原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公 署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

当在はお各様が当旅行参加中に、恣滅かご調流な外来の争故により生命、対体まには手可利(収収)に一定の損害にづいて、旅行業科教特利補償規程により、死亡補償金として1、500万円、入院見費金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明まされた日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

### ■旅程保証

旅行」で任じて記した例の名をよび行いれた「参与は、旅行「米利かいに国旅行」を判が出かいが定じようでの変更の付待にかして旅行代金に下記に定める事を美した額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額

	1件あたりの率(%)			
変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始 前	旅行開 始後		
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3. 0		
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。) その他の旅行の目的地の変更	1.0	2. 0		
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの 変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び 設備のそれを下回った場合に限ります。)	1. 0	2. 0		
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2. 0		
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2. 0		
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は 経由便への変更	1. 0	2. 0		
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2. 0		
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の 条件の変更	1. 0	2. 0		
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0		

■お香機の変主 お客様の改意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様 は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容につ いて理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスにつ いて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において選そかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービ ス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の文替 お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。 ■事故等のお申出について

■本本学の品中間にから 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。) ■個人情報の取扱いについて

■ 14、11年の水域が1・20・1 イ. 当社およびご旅行をお申込いただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた 個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契 約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

利工の資正、争取時の利用等を正体する特別の一部で土砂安は配四内においだ当該機関等に提供いたします。 また、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、お客様のお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報電子的方法等で免税店等の事業者に提供いたします。 ロ.当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や当社グ

ルーブ企業および販売店が共同利用する個人情報に以下のとおりです。 住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス ハ 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認くだ

## ■募集型企画旅行契約約款について

この末行にためない。中央は当社旅行業利助、(要素単正画旅行)を持つがしまります。 ヨエ旅行業利助とこれを図が は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページhttp://www.sagabai.comからもご覧になれます。 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。 この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法

第12条5により交付する契約書面の一部になります。